

夫婦の財産関係

朝山善成

一、我が民法の法定財産制の下においては夫婦といえども夫々独立して個有の財産を有することが認められ（別産制の原則、民法第七六二条一項）、夫婦の何れに属するか不明な財産は共有財産と推定される（民法第七六二条二項）。

本稿ではまず第一に、右の推定を受けるためには如何なる事実を主張立証することが必要であるかという問題を特に登記による本権の推定ということとの関連において考えてみたい。そして第二に、夫婦財産の帰属の分類、第三に、妻の家事労働に対する評価、第四に、夫婦財産の対外的関係等の各点について考察してみる。

二、そこでまず民法第七六二条二項の推定を受けるための要件事実は何であるかという問題である。

夫婦に帰属する財産であることは当然の要件であるが、そのほかに民法第七六二条二項によれば「いずれに属するか明らかでない」財産と制限せられているので、右の制限が推定を受けようと主張する者において主張立証すべき要件事実ではないかとも考えられる。しかし「明らかでない」ということは結局訴訟において立証がなされないということを意味すると考えられる。立証がつかなければ、共有の推定を受けることになるので、共有でなく特有財産であることの立証があつて始めて共有の推定は覆えることになる。即ち「いずれに属するか明らかでない」ということは共有の推定を受けるための要件事実ではないと考えられる。そうとすれば共有の推定を受けるための要件事実が夫婦所属の財産であることに尽きることになる。

ところが夫婦の一方が不動産の単独所有の登記名義を有している場合には、実務的感觉によると登記による推定を一旦覆して、少くとも夫婦の何れに帰属する物であるか不明な状態にすることが必要であるかのようにも思われる。即ち一般に不動産の登記によって本権の推定を認めるのが通説であり（例えば我妻物権法三三三頁等）、最高裁判所昭和三四年一月八日付判決（民集一三卷一号一頁）もこれを認めているが、

夫婦の財産関係

この登記による権利の推定の原則が夫婦の間においても適用せられると解すると、名義を有している夫婦の一方は右の推定によって権利者と推定され、当該不動産はその者の特有財産であると推定される結果、民法第七六二条二項の共有の推定を受けない結果となる。それ故相手方は民法第七六二条二項の推定を受けようと思うならば、登記による推定を覆して当該不動産が夫婦の何れに帰属するか不明な状態を形成しなければならぬと考えられる。

そこで右の登記による推定を覆すためには如何なる事実を主張立証することが必要であるかということが問題になるが、これは登記による推定が訴訟法上の所謂権利推定の場合であると解するかどうかによって違ってくる。通説は右に述べたごとく登記に権利の推定力を認めるとともに、これを権利推定と解している。しかし登記による推定に権利推定という程強い推定力を認めることには疑問があり、むしろ反証程度で覆える推定力と解すべきと考えられるが、本稿では権利推定であるという通説に従っておく。そこで権利推定であると解すると、一般に権利推定では一定の事実から直接権利が推定されるのであるが、権利の存在、不存在を直接証明することが認められていない現行法の下において右の推定を覆すためには、名義人の権利のあらゆる可能な発生原因に該当する事実の不存在、又は何らかの消滅原因に該当する事実の存在を主張立証しなければならないことになる。しかしこのような広範な事実を立証するということは殆んど不可能というべきである。

そこで学説では、①相手方のその他の原因事実の存在せざる旨の包括的事実の主張について証拠調及び弁論の全趣旨から一応の心証が生ぜしめられるときは、具体的に問題となった原因事実の反対証明と相俟って推定の覆滅を認めようとする説（兼子民事法研究上三三二頁）、或は②推定される権利状態と相容れぬ権利状態を——どんな事実を通じてもよい——証明することで足りるとする説（三ヶ月民事訴訟法四一七頁）等が有力である。而してこれを夫婦の場合について考えてみると、当該不動産が夫婦の何れかに属することを前提とする以上、②の説の相容れぬ権利状態とは相手方の特有財産であるか、又は夫婦の共有財産であることを意味することになる。又①の説によっても具体的に問題となった原因事実の不存在という消極的事実を直接立証することは困難であるから、自然間接的権利関係の立証が重要な立証方法となるが、とすると結局②の説の場合と同様になる。そうとすれば名義人の相手方は当該不動産が少くとも共有であることを立証して始めて民法第七六二条二項の推定を受ける結果となり、全くナンセンスな議論といわなければならない。

右の結論は登記の推定を権利推定と解した上、夫婦間においても登記による推定を認めることに原因するのである。この結論を避けるため

には登記による推定を権利推定と解する以上夫婦間においては登記による推定の原則の適用を認めないことが必要である。即ち夫婦間の実質的平等という理念からすれば相反する二つの推定規定のうち夫婦間の共有の推定の規定の方を優先させるべきであると解せられる。けだしかく解しないと、実質は夫婦の共有財産であっても、夫の単独所有名義にて財産の取得保存がなされる場合の多い我が国の現状において、重要な財産の不動産については、妻が共有の立証責任を負担せしめられる結果となる。この結果が夫婦の実質的平等に反することは明らかであり民法第七六二条二項を設けた意義の大半を喪失する結果となるであらう。

単独所有の名義を有することのみをもって民法第七六二条二項の推定を覆すことはできないとする見解（我妻一〇三頁）は以上のことを意味すると解せられる。

登記による推定の原則については、その適用を受ける範囲を制限して真実の権利者を保護しようとする考え方が有力であり、最高裁判所昭和三八年一〇月一五日付判決も登記簿上現所有名義人が不動産を取得したと主張する場合には前所有名義人に対して登記の推定力を援用することはできないとしている。民法第一八八条の占有による推定に関しては同旨の学説判例は多数である（我妻物権法三三三頁、舟橋物権法三〇八頁、最高裁判所昭和三五年三月一日付判決等）。これらは登記又は占有等による推定の効力又は範囲をあまり強く或いは広範囲に認めることは真実の権利者の正当な権利を害する結果となるという考え方に基くものである。

前記のとおり夫婦間において実質的な権利関係を主張するについて、登記による推定を援用できないと考えることは右の考え方に従うものである。

以上の結論として、民法第七六二条二項による推定を援用するための要件事実は夫婦の財産であるという事実には尽きるのであって、たとえ登記名義が夫婦の一方の単独所有となっても、右事実の主張立証によって夫婦の共有財産である旨の推定を受けるのである。相手方がその取得原因事実を主張立証して特有財産であることを立証したときにおいて右推定は覆滅するのである。

ところで松山地方裁判所昭和四三年九月一〇日付判決（判例時報五三六号）は夫名義の不動産に二分の一の妻の共有持分を認めたが、欠席判決であるため共有関係を裏づける詳しい事情は述べられていなくて、目的不動産が夫婦が婚姻後共稼ぎで得た収入で購入したものである旨の抽象的な事実の主張があるのみである。

しかし民法第七六二条二項の推定を援用するための要件事実が夫婦の財産であるということに尽きるとすれば、右の程度の事実主張でもって要件事実の主張は尽されると考えられるであろう。

三、夫婦財産の分類

夫婦の財産が帰属している状態は大きく分けて二つに分類できる。

- (1) 第一は実質的に各自の特有財産である物である。これは婚姻前から各自において所有していたもの及び婚姻中各自の才覚労力資金等によって獲得したものである。民法第七六二条一項では「自己の名において得た財産」は特有財産とされるが、この場合の「自己の名において」とは形式を重じるような表現がなされてはいるが、実質的に各自の才覚、労力、資金等によってという意味であって、単に例えば登記名義がその者の名義でなされたということだけでは、その者の特有財産とはならないと解されている（例えば最高裁判所昭和三四年七月一四日付判決）。

ところで財産の性質によって特有財産であると認めようとする考え方がある。例えば夫又は妻の専用品と目される装身具等は夫々の特有財産であるとする（有地享註積民法(20)四〇六頁）。この考え方は目的物の外形によって帰属を分類できるので便利ではあるが、しかし例えばダイヤの指輪を夫が投資の目的で購入した場合のように性質上の妻の専用品であっても、夫の所有財産である場合もある。従って右の物の性質ということも事実上の推定力を認める程度にとどまるべきである。

- (2) 第二は夫婦の共有財産である物である。これは二つに分けられる。

(イ) 名実共に共有財産であるもの。

例えば夫婦の共同出資で購入し共同名義で取得登記をした財産或いは、両者の合意によって共有物としている財産等は之に属する。この点に関して、家財道具類は名実共に夫婦の共有財産であるとするのが通説である（我妻親族法一〇二頁、有地註積民法(20)四〇六頁）。これは夫婦共同生活に必要な財産は夫婦の何れかに属すると分類しない方が実態に副うものであり、理論的には婚姻生活における夫婦の分業の結果婚姻生活に直接必要な財産として蓄積された財産であるから、夫婦の共有と認められるであろう。日常の家事に関する債務については夫婦は連帯して責任を負担するのであるから（民法第七六一条）、これに見合う責任財産という意味でも最少限度家財

道具等の夫婦共同生活に必要な財産は夫婦の共有という考え方は妥当であると思われる。

そうとすれば家庭生活において使用される動産類は殆んどものがこれに属することになる。民事訴訟法第五七〇条一項一号、二号の物件に限らないことは勿論であるが、通常妻の嫁入り道具として持って来た物、例えばタンス、鏡台等或は洗濯機、冷蔵庫等の家庭電機製品等も夫婦の生活必需品であるから全て夫婦の共有物と解すべきである。もっとも一般には妻の嫁入道具は妻の特有財産と考えられているが、しかし婚姻前から有していた物であっても、婚姻生活の必需品として提供された物は婚姻費用の現物による一部負担とも云うべきであるから、婚姻成立後に取得された物と区別する実質的理由は乏しいといわなければならない。かく解すると、後述のとおり妻の嫁入道具もその二分の一は夫の債務について責任財産となることになる。

(四) 実質的に共有財産とされるもの。

名義上は夫婦の一方の者の単独所有となっているけれども、実質的には夫婦の共有財産であるものである。例えば共同生活の基金とされる預金債権で夫婦一方の名義となっているものはこれに属すると解されている(我妻親族法一〇二頁、有泉註親族法上二二二頁)。これは(イ)の家財道具等が夫婦の共有物とされるのと同様の理由によるものである。しかし夫婦共同生活のために購入し使用されている不動産であっても、不動産の場合は右と同様の理由でこれを夫婦共有の財産であるとする考え方はないようである。これは不動産の場合には所有権と用益的権利とを区別しうることが動産等の場合より顯著であるので、夫婦の分業による生活資材を提供するということのためには所有権全部を提供しなくても、用益的便益を提供することで充分であると考えられるからである。

ところで妻が所謂社会的労働をして夫と協同して財産を取得したが、夫の単独名義で取得登記をしている場合には妻の共有持分を認めようとするのが最近の傾向である。以下右の点に關し妻の社会的労働といわれるものを分類して考える。

① 例えば家内工業或いは小売店等において、家事の合い間に伝票の整理を手伝う程度である場合は後述の家事労働の一部と考えれば充分であり、社会的労働として独立の評価は受け得ないと解すべきであろう。

② 次は妻が第三者に雇われる等して夫と無関係に収入を得ている場合、或いは夫の経営する事業の事務員として雇われるか、又は事務員程度の仕事で夫の事業に協力している場合等において、夫婦で蓄積した財産は実質的に共有財産である。ただ持分の割合は両者の収入

等を総合して決定すべきであるが、その立証責任は夫が負担する。立証がないときは夫々二分の一とされる（民法第二五〇条）。東京地方裁判所昭和三五年八月六日付判決（法曹新聞一五六号九頁）は共稼ぎの夫婦の教員が蓄積した資金等で土地を購入し、家屋を建て、登記はいずれも単独名義としていた場合において、夫の給料が月額二六〇〇〇円、妻の給料が月額二五〇〇〇円であること、土地の購入資金は夫婦共同の蓄えで支払い、家屋建築資金は夫婦連帯して住宅金融公庫から借入れていること等の事情から夫妻の共有持分を夫々二分の一と認めた。又松山地方裁判所昭和四三年九月一〇日付判決（判例時報五三六号）は、夫側の欠席判決であるが、夫婦共稼ぎで得た資金により購入した不動産について夫婦夫々に二分の一の共有持分を認めた。

③ さらに夫婦が共同事業を経営している場合、或いは夫名義で事業をしているが、営業或いは経理等を妻が担当して、実質的には夫と同等の働きをしている場合（例えば農業、漁業、家内工業等における如く）等においては、その事業によって得た財産については、妻にも二分の一の共有持分を認めるのが通説的見解である（有地註釈民法④四〇七頁、太田判例百選四六頁等）。前記最高裁判所昭和三四年七月一四日付判決の事案では贈与等の事実が問題になっているが、かかる事実がないものとすれば、旅館経営の営業、経理等一切の妻に任せられていたというのであるから、収益は全て旅館の所有者である夫に属するということはいえず、右収益で購入した不動産には妻において二分の一の持分が認められるべき事案であると考えられる（同旨太田前記四七頁）。

四、妻の家事労働に対する評価

最近妻の家事労働に対する評価ということがよく問題にされている。例えば都市のサラリーマンの家庭のように夫が外で働いてサラリーを得て、妻は家の内で家事労働に専念するという分業が行なわれる場合においては、夫の収入も結局は妻の協力の下に得たものであるから、収入の二分の一は妻のものである旨の主張がなされ、さらに夫の職業が会社の経営者等である場合も同様であると主張されるのである。いわゆる妻が家庭を守っているから、夫は安心して外で働けるのであると。（例えば田辺繁子ジュリスト三四四号二〇頁）

右の主張は夫婦夫々の活動の全てが夫婦協同体の分業の一環として行なわれると考えるならば理論的に正しいように考えられる。しかし、右の理論は夫の社会的活動はその全てが家庭の分業としてのみなされるものではないという点を見落しているといわなければならない。妻が家事労働に専念し、夫が外で働いて生活資金を獲得するという分業が行なわれる以上、夫は分業の一環として家族員の生活費用を稼いで、夫

婦協同生活に協力しなければならぬことは間違いない。従つてその範囲における夫の収入に関して妻に夫と同等の持分があると主張することは認められなければならないであろう。この意味で、三、(2)、(4)において述べた如く家財道具その他婚姻生活に必要な資産は全て夫婦の共有財産と考えられるのである。しかし妻の家事労働は婚姻生活の分業としての意味しか持ち得ないけれども、夫の社会的活動は単に婚姻費用を稼ぐためだけになされるのではない。婚姻生活を離れて、個人的欲望に支えられて働き、その結果婚姻生活の費用以上のものをも稼ぐにいたるのである。その婚姻費用以上のものは婚姻生活の分業の一環として提供されるべき必要のないもの、換言すれば分業として妻の家事労働との間に牽連性を有しないものといわなければならない。

婚姻生活における夫婦の協力ということを強調し、右に述べた婚姻費用以外の夫の稼ぎに対しても妻の家事労働との牽連性を認めようとする考え方は余りにも抽象的、観念的な因果関係を主張するものと云わなければならない。到底説得力ある議論とは解しえない。もしそのような考え方を純粹に貫くならば、夫婦の何れかが得たものは全て夫婦協力の結果によるものということになり、別産制の原則を否定しなければならぬことになるのではないかと考えられる。従つて妻の家事労働と牽連性のある範囲は、夫婦の分業ということによって理由づけられる婚姻費用に限るとすべきであり、その範囲以外のものについては妻の共有持分は認められないと解せられる。

婚姻生活の費用は本来夫婦の平等の負担であるのが原則であり、妻に収入がなければ夫の全額負担ということになるが、その場合夫が妻の分も全額負担するということは、単に夫婦の愛情で夫から妻へ無償で贈与されるものではない。夫の婚姻費用の稼ぎと妻の家事労働とが併せられて婚姻生活が成立つのであるから、夫の婚姻費用負担に対して、妻は家事労働をもって報いているのである。換言すれば妻の家事労働に対しては夫は婚姻費用の全額負担ということで報いている。このように考えてくると、妻の家事労働に対する対価は夫の婚姻費用の負担によって償われ、一部は消費されるが、一部は前述のとおり家財道具等の共有持分として蓄積されると考えることができる。しかし反面家事労働を客観的数額的に評価した場合において、その数額が婚姻費用を越える場合には、妻は家財道具等に対する二分の一の共有持分を認められるだけでは不利であると考えられる。

そこで妻の家事労働の評価の客観的基準が問題である。

主婦が交通事故に遭遇した場合の逸失利益の算定方法として、家政婦の賃銀或いは女子労働者の平均賃銀等を基準とした裁判例が多い。

(前者の例、山口地裁下関支部昭和四三年一〇月三一日付判決、後者の例大阪地裁昭和四一年五月三一日付判決等)ただこれらは第三者に対する関係における場合の基準である。夫婦間において家事労働を評価する場合には、夫婦の愛情といった主観的要素を強調して、右の如き基準によって評価することに対して反対する考え方がある。(例えば前記ユリスト三四四号二四頁)しかし妻の場合に主観的要素を主張するのであれば、夫の働きに対してもその主観的要素も当然評価されなければならないが、夫の場合は通常客観的収入の額によって評価されるのみである。右の主観的要素はいわば夫婦相互に相殺的に評価できると考えられる。それ故結局家事労働というものを評価するについては、右労働の客観的内容に着眼せねばならず、従ってその基準としては家政婦の賃銀程度をもって相当とすべきであろう。

右の基準による評価額が当該夫婦の婚姻費用(これは個人差が顕著である。)を超過している場合には、妻の家財道具等に対する持分の割合が増加し、さらには夫の所有財産に対して潜在的持分の認められる場合もあるであろう。何れにしても立証責任は妻が負担することになる。

妻の家事労働については通常これを夫の財産に対する潜在的持分として評価し、離婚又は相続の場合に清算されると説かれるが、右のように考えてくると、家財道具等の婚姻生活に直接必要な資産以外の財産について妻の持分が潜在的にせよ認められるというのは稀有な場合のようには思われる。

五、最後に婚姻財産についてこの対外的関係について述べる。

以上述べて来たことは夫婦間のみにおける関係であるので、夫婦の實質的平等という理念に基いて考えて来たのであるが、第三者が夫婦の財産に利害関係を持つてくると取引の安全という理念のために夫婦の實質的平等の理念を貫徹なくなる場合がでてくる。以下場合を分けて考える。

(1)、まず三、(1)及び同(2)の場合の名実共に夫婦各自の特有又は共有財産である場合はその旨を第三者に対する関係においても主張することができる。

夫の債権者が共有財産に強制執行するときはその持分に対して執行しなければならない(民事訴訟法第七二六条、第六二五条)。もし夫の債権者が共有財産を差押えた場合、妻は民事訴訟法第五四四条の異議の申立、或いは同第五四九条の第三者異議の訴を起すことができる(小

室家族法大系Ⅱ二六六頁)。

(2) 問題は名義が夫婦一方の単独名義となっているが、実質は夫婦の共有又は他方の特有財産である場合であるが、かかる場合第三者に対する関係においては、名義の通りの権利関係を認めようとするのが、通説的見解であり(我妻親族法一〇三頁、太田家族法判例百選四七頁、有地註規民法(四〇六頁、等)、これを認める下級審判例もある(例えば東京地裁昭和三二年三月一日付判決下民集八卷三号))

しかし夫婦一方の名義になっても、それが日常家事を賄うもの(例えば夫婦生活費のため夫名義でなした預金債権等)は夫婦の共有財産であり、夫の債権者はこの種の財産に強制執行をするには、共有財産に対すると同じ手続を踏むことを要するとする反対説もある(有泉註積親族法上二二二頁)。

第三者の立場からしてみると名義人と異なる実質的権利者の存在を認めることは、取引きを非常に不安ならしめるものである。

もっとも実質的共有権であっても登記がなければ第三者には対抗できないとする考え方(我妻物権法七五頁)に従うなら、この問題は対抗要件の問題として解決できる。しかし実質的権利を有しない者に対しては登記なくして自己の権利主張ができると解する通説に従う限り、右の問題を対抗要件の問題として解決することはできない。

そこで通説は右に述べた如く第三者に対する関係では名義上の権利関係を真実の権利関係として認めようと解するのである。しかしながら例えば夫婦関係が破綻し、妻が離婚請求等を企てた場合、夫が自己名義の財産を他へ処分して権利関係を複雑にし、妻からの財産請求を困難にしようとする場合が多い。このような夫の妨害行為に対しては、妻は処分禁止の仮処分をもって権利を保全すべきであると言われるであろう。しかし共同で働いていても名義を夫名義にして夫婦の財産の保存がなされることが多い我が国の現状において、かような場合に仮処分となすに必要な保証金等の費用を用意することは事実上不可能な場合が多いのである。然るにかかる場合においても対外的関係においては常に名義の方を優先させるという解釈をとることは妻の立場として非常に不利であることは明白である。しかし又反対に夫婦間の実質的法律関係を無制限に第三者に対しても主張しようと解すると、例えば夫の単独名義にて事業を経営し、妻が営業又は経理事務等の面で実質的に夫と同等の働きをしているので、夫名義の財産も内部的には夫婦の共有と考えられる場合について考えてみると、事業上の債務は夫単独の債務となるが、その責任財産は夫の所有財産のみということになる。ところがこのような事業で得た財産の二分の一は妻のものだとすれば妻は事業に

よる危険を負担しないで、利益だけ主張できることになる。このことは夫との関係ではともかく、第三者との関係では不当である。事業で得たものは最終的に誰れに帰属するかはともかく名義人の夫の事業上の債務の責任財産たるものである。このように考えてくると事業上の債権者に対しては妻は自己の共有持分を主張できないと解するのが妥当なようである。

しかしその反面、夫の債務が事業以外の債務である場合には妻の持分が責任財産となるのは不当である。又三、(2)、(四)、②の場合の妻が第三者に雇われ、或いは夫の経営する事業の事務員として雇われて得たサラリーを貯えて購入資金とした場合等における不動産の持分についても同様のことがいえる。

以上の如き点等から考えて、常に名義の方を優先するという考え方は疑問であり、第三者の立場と夫婦（特に妻）の立場との協和点を見出す必要がある。

そこで第三者に対する関係において、夫婦共有の推定の規定を適用することは、第三者において右推定を覆さなければならず、その困難なことは明らかであり、第三者が予測できない損害を受ける虞がある。従って第三者に対する関係においては民法第七六二条二項の共有推定の規定の適用は認めない通説は妥当である。しかし例えば夫婦が夫々同額の資金を支出して不動産を購入した場合のごとく、共有関係が明白であつても名義が単独所有になっておれば、常に名義の方を強行し、実質的権利関係の主張は絶対に許さないと解することは行き過ぎのように思われる。通説の立場でも単なる名義貸しの場合は実質関係の主張が許されるのであるが（我妻一〇二頁）右の例の場合と名義貸の場合とを区別する基準は明確ではない。

以上の結論として、単独名義の財産について夫婦共有の推定の規定の適用はないが、実質的に共有であることの立証をすれば第三者に対しても共有関係を主張することは許されるべきではないかと解せられる。

以上